

2021年8月3日

大阪市教育委員会
教育長 山本晋次様

大阪市立高等学校教職員組合
執行委員長 山本正樹

教育諸条件の抜本的改善に関する

市高教年間統一要求書

いわゆる「都構想」(大阪市廃止・特別区設置)の住民投票で、二度にわたり「大阪市存続」の民意が示されました。それにも関わらず、昨年12月9日大阪市議会本会議において市立高校の府への移管にかかる「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」が審議され、附帯決議のついた改正案が可決成立しました。しかし、教育子ども委員会での審議で意見として出された「教育条件の低下への懸念」は、本会議で附帯決議がなされても解決される保証は何らありません。

大阪市立の高等学校には、現在108人の実習教員がおられます。ここ十数年採用をストップしているため、このうち52人が期限付実習助手です。実習教員がとりわけ多く必要な工業系高校には76人の実習教員がおられ、ちょうど半数の38人が「期限付」となっています。実習教員は技術の伝承には欠かせない方々です。この方々の雇用は、府立移管に伴い、現在のところ府教委は「ハローワークで職の手続きをするよう」に求めています。期限付実習助手の方が突然現場からいなくなるということは、実習の授業計画を1から再検討しなければならず、また、移管後の教諭の人員配置も未だに明らかにならない現状では、現在計画している授業が開講すらできない状況に陥ることも容易に想像できます。

また、府立高校には学校図書館司書に当たる職種の方は存在せず、「開かずの図書館」となっている府立高校が現実にあります。大阪市立の高等学校には18校に学校図書館司書が配置されています。図書館業務のカンファレンスを中心に生徒・教職員がいつでも図書館で疑問を解決できるよう、日々奮闘されています。この方々の移管後については、現状、全く何もない、いわゆる「雇い止め」の状況です。学校図書館に司書がいるという教育水準を、移管後に落とすということは市議会教育子ども委員会で「(府立移管によって)教育環境が良くなる」と答弁してきたことに真っ向から反する暴挙以外の何物でもありません。

さらに桜宮高校や東淀工業高校にある「自立支援コース」は支援員が現状でも人員が足りない中、府へ移管された場合、どのような人員配置がなされるのか大きな不安と懸念が起きています。

期限付講師の方々も来年度の雇用は保障されてはおらず、来年度以降の見通しが全くたたずく生活への不安が募るばかりです。

どの職種の方々も、当局が住民投票の民意を尊重し、移管を行わずに大阪市立の高等学校を引き続き運営を普通にしていれば、職を失うことなく、豊富な経験を大阪市立の高等学校で充分に生かすことが今後もできていたはずです。繰り返し指摘してきたとおり、これは「教育条件の低下」以外の何物でもありません。現在在籍している、あるいは今後進学を検討している生徒・保護者への裏切りそのものではないでしょうか。

このような中、私たち市高教は毎年貴教育委員会に対し、教育諸条件の抜本的改善のた

めの要求書を提出し、その実現を求めてきました。府への移管を前に、各校において様々な突貫工事が急遽始まっています。しかし、これらの工事だけでは抜本的な解決までには至っておりません。不本意ながら、来年4月が刻一刻と迫っています。私たちには時間はありません。以下の要求について、私たち市高教はは教育条件の改善を願って行うものです。大阪市教育委員会の責任で今まで以上に誠意ある回答・改善を切に求めるものです。

1. 労使関係の改善について

- (1) 教育長交渉を設定し、教職員の要求に耳を傾けること。

2. 府立移管について

- (1) 府立移管は直ちに中止すること。どうしても中止出来ないのであれば、教職員の雇用を守り、教育条件を低下させないために当面以下の通り要求する。

- ① 全ての教職員の雇用確保と身分の保障を行うこと。
- ② 学校設定科目など各学校の特色となるカリキュラム作成のため、すぐに定数を明らかにすること。
- ③ 校務支援パソコンのスムーズな移行を市教委の責任で行うこと。また、再任用職員などの派遣教職員の校務支援パソコンは人数分用意すること。
- ④ 自立支援コースをするのであれば、コーディネーターを配置すること。
- ⑤ 英語科を設置する学校でのCNET職員は現行数を確保すること。
- ⑥ 定時制教育の充実のために専任率を高めること。
- ⑦ 中央高の夜間定時制高校としての機能を引き続き充実させること。
- ⑧ 学校現業職員の府立学校への派遣は本人の希望を尊重すること。
- ⑨ 中央高校の空き室（教育振興公社跡）を中央高校の専用部分とすること。
- ⑩ 大阪市直営が決まり、府立移管の対象でもないデザイン教育研究所の今後のあり方について示すこと。

3. 教育諸条件の整備・充実、教育予算の大幅増額と父母負担の軽減について

- (1) 既設校の教育諸条件を抜本的に改善すること。

- ① 残されたすべての教室・管理諸室へのエアコン設置を行うこと。
既設のエアコンの不具合は無条件で修理すること。
- ② 病気や障がいなどで車椅子や松葉づえで通学している生徒は多数います。電動車椅子を階段昇降機で移動している生徒、教職員が車椅子を持ち上げ階段を上り下りしているのが高等学校の現状です。事故が起こってからでは遅過ぎます。車椅子の生徒や定時制に通う高齢者等が安心して学べるようエレベーターの計画的な設置すること。
- ③ 市立高プレハブ校舎（教室・準備室）を解消すること。当面、冷房設備を設置すること。
- ④ 洗浄便座付き洋式トイレの設置をすすめること。中学生やその保護者が学校見学に来た際、注目するのはトイレです。今日、見た目の清潔感は当たり前です。その

際、水洗をセンサー付きのものにする、手洗いの水道蛇口も自動のものにするなど感染予防を講じること。

⑤その他、分会要求書に盛り込まれた、各学校の施設・設備についての諸要求にすみやかに応えること。

(2) 教育予算の大幅増額と父母負担の軽減をすること。

① 学校維持運営費削減を行わず、一律のマイナスシーリングを直ちにやめること。

② 部活動に要する登録費等の公費化を行うこと。

③ 検定料・入学金の徴収をやめること。高校の教育費負担の軽減のために、教科書・副教材などの学習・教育活動に必要なものは公費負担とすること。

④ 大阪市奨学費の支給金額の引き上げと支給範囲の拡大を行うこと。また、入学準備金を予約奨学生だけでなく、高校入学後の生徒へも拡大すること。

⑤スクールソーシャルワーカーは全校に配置すること。

(3) 旅費の増額をはかり旅費配当基準を改善すること。教育活動に関わる旅費予算については、実費弁済を基本に全額支給すること。また、配当基準額全額を学校に配当すること。

① 付添出張に関わる費用については、食事料を含め全額実費支給を行うこと。

② 経年研修・人権研修などの市教委研修参加に必要な旅費は、すべて別途予算措置をすること。

③ 定時制の旅費配当基準を引き上げること。

④ 郊外校（市立高校）加配を増額すること。

⑤ 進路指導のために必要な旅費の予算を、別途措置すること。

⑥ 施設が不十分なため、校外で学校行事（体育祭・文化祭など）を実施する場合、旅費を別途予算措置すること。

⑦ クラブ合宿や公式試合の付添旅費を全額公費で支給すること。

4. 勤務労働条件の改善について

(1) 地震や大雨の際に、振り替え輸送が行われないにもかかわらず、別ルートで通勤したことにより持ち出しとなつた交通費を弁償すること。

(2) 実習助手の賃金を抜本的に見直すこと。中でも、税源移譲に伴い生じた2表1級の賃金・給与面の扱いにおける不利益の解消を早期に行うこと。また、現在の総括実習助手任用制度についても、新たな制度論議を市高教と至急行うこと。

(3) 期限付講師などの賃金については、正規教員との均等待遇の原則にたち、職名を教諭とし教育職給料表の2級を適用するとともに、賃金の上限を大幅に改善すること。

(4) 「人事考課制度」等、成績主義による給与・手当の差別支給を廃止すること。

(5) 授業の改善に何の役にも立たない「授業評価アンケート」の実施を中止すること。

(6) 旧姓を使用している教職員の給与を、旧姓の口座にも振り込めるよう改善すること。

(7) 教職員の長時間・過密労働を解消し、健康で生き生きと働き続けられるようにするため、次のことを要求する。

① 教育現場の労働条件・環境を改善するため、標準法に定められた定数は正規職員を

配置すること。

- ② 教材研究・授業準備や分掌での会議、打ち合わせなど限定4項目以外の勤務については、実態を踏まえ時間外勤務命令を出し、服務監督者である校長の責任を明確にし、割振変更を行うこと。また、限定4項目による時間外勤務については給特法を厳密に適用するよう校長を指導すること。
 - ③ 勤務時間内に教材研究・授業準備の時間を確保するため、週あたりの持時間を見直し、教員の1週あたり「持時間」を最高、全日制12時間、定時制10時間とし、定時制のLHR等は「持時間」の中に含めること。また、ただちに、工業科の「持時間」を普通教科と同じにすること。
 - ④ 養護教諭の労働条件改善のために、全校に養護教諭を正規で複数配置すること。また、繁忙時の臨時職員を全校に配置し、期間を大幅に延長すること。
 - ⑤ 生徒の「心の病」に的確に対応できる専門のカウンセラーの常勤配置とカウンセリングルームを完備し、さらに校医として精神科医、婦人科医を加えること。
 - ⑥ 課題のある高校については、現場教職員の負担軽減のため、教職員を加配すること。
 - ⑦ 理科・家庭科など実験・実習をともなう教科については、班編成が出来るよう、充分な教員を確保すること。
 - ⑧ 進路指導の事務補助を配置すること。
 - ⑨ 技術職員の採用を行うこと。
 - ⑩ 人事異動は本人の希望と専門性を尊重し、納得と承諾にもとづいて行うこと。また、通勤時間・経路を充分に勘案すること。
 - ⑪ 学校図書館司書を正規職員として採用すること。
 - ⑫ 1ヶ月以上の病休者に対する代替は、小中学校と同じように常勤講師の配置を行うこと。
 - ⑬ 事務室や管理作業員、養護補助等のアルバイト職員の賃金を大幅に増額すること。また、交通費について実費全額支給とすること。
 - ⑭ 年度途中の欠員については、ただちに正規職員を補充すること。
 - ⑮ 育休代替制度を充実し、技術職員にも適用すること。
 - ⑯ 再任用制度については、希望者全員の雇用と希望時間数を保障し、教職員定数外の配置とすること。
 - ⑰ 自立支援等、障がいを持つ生徒が在籍する学校には、専門性のある教職員の増員をはかること。
 - ⑱ 全ての教職員に校務支援パソコンを配置すること。
 - ⑲ 校務支援パソコンの個人情報の管理を徹底すること。
- (8) 全教職員の健康といのちを守り、快適・安全な職場環境をつくり、学校から一切の過労死・疾病を予防するため、労働安全衛生対策を強化すること。
- ① 労働安全衛生法にもとづいて、快適な職場環境の形成のために、すべての職場の労働安全衛生委員会を実効あるものとして機能させること。そのために引き続き衛生管理者の養成をすすめること。
 - ② 教職員の定期健康診断は、ガン検診を必須検査とし、眼底検査を追加するなど検査

項目の充実を図ること。また、脳ドックを無料で実施するとともに、女性関連検診（子宮ガン、乳ガン、骨粗鬆症など）を充実させるとともに、インフルエンザ予防接種のための予算措置をすること。

- ③ 教職員の定期健康診断の要再検査についても出張扱いとすること。また産業医が勤務軽減等必要と勧告した者については、教職員を増員するなど、必要な校内体制を取れるようにすること。
- ④ 増加するメンタルヘルス不調の対策を強化するためにストレスチェックを有効活用すると共に、職場復帰が円滑にすすむようリハビリ勤務制度を確立するとともに、復帰後の業務負担軽減のための人的措置を大きく拡充すること。
- ⑤ 夏季特別休暇の取得期間を拡大すること。
- ⑥ 「病気休暇当初3日の無給」の撤廃、時間給の分割取得を認めること。また、1日の振替休暇を半日単位（4時間もしくは3時間45分）に分割して取得できるようにすること。
- ⑦ 教職員の過労防止のためにも、週休日の部活動等を減らすこと。そのために、週休日のどちらか1日は休むよう学校長を指導すること。
- ⑧ 有給休暇の取得を促進し行使しやすい職場づくりをするよう校長を指導すること。
- ⑨ 健康で働き続けるために、すべての学校に、休憩室を設置し、冷暖房設備の改善など、職場環境の改善に努めること。
- ⑩ 人間ドックの希望者は全員受けられるよう予算措置を行うこと。
- ⑪ VDT労働作業基準に沿った業務を推進するとともに、視力低下・頸肩腕・腰痛などVDT作業に伴う健康障害の状況を調査し、防止対策を講じること。

(9) 母性保護の拡充をはかるために

- ① 妊娠障害休暇を2週間に延長すること。つわり休暇は産前休暇とは別枠で1週間とすること。
- ② 管理職の母性健康管理についての義務を明確にし、周知徹底をはかること。また、講師に対しても権利についての説明の徹底をはかること。
- ③ 不妊治療に関する休暇の内容を充実させること。当面、府に合わせて、無給の職免ではなく、特別休暇とし、年6日に増やすこと。
- ④ 妊娠中の教職員に対し、労働軽減のための措置を講ずること。また、体育の実技軽減のための講師の配置を妊娠判明時より速やかに行うこと。
- ⑤ 流産のための特別休暇を新設すること。
- ⑥ 産前産後休暇を産前8週（多胎妊娠は16週）、産後10週の通算18週とすること。また、通算制、本人申請を厳守し、不当な干渉を行なわないこと。
- ⑦ 更年期障害のための休暇、通院の保障、勤務時間や職務の軽減などの措置を行うこと。

(10) 育児・介護支援充実のために

- ① 育児休業中の所得保障を、国及び自治体の責任で行うこと。また、常勤の代替・現職復帰・選択制を守ること。
- ② 産休、育休、介護休暇の代替については市教委が責任をもって人を確保すること。
- ③ 育児時間休暇を3歳までに延長すること。

- ④ 育児職免を有給とすること。
 - ⑤ 子の看護休暇の日数を増やし、子どもの人数に応じて付与すること。また、義務教育終了までを対象とすること。
 - ⑥ 育児短時間勤務制度を現場の実態に合わせて改善すること。育児短時間勤務制度取得者を定数外とする、代替職員を常勤で確保する、非常勤代替職員については引き継ぎ時間を確保するなど、現場の負担を軽減すること。
 - ⑦ 介護を理由とした退職者を生まないため、介護休暇の期間を延長し、年度が替わったら再取得可能にすること。また、復職可能な休職制度や、時間単位の運用、有給保障の充実、常勤講師の代替など、権利行使のしやすい制度に改善していくこと。事務職員や技術職員についても代替者を配置すること。
 - ⑧ 短期介護休暇の日数を増やし、要介護人が多い場合の日程上限を増やすこと。
- (11) 職場でのセクシャルハラスメントを一掃するために、市教委・管理職の配慮義務を明確にし、施設面での改善、職員への啓発研修などをを行い、点検をすること。また、セクシャルハラスメントの起因する問題が生じた際には、尊厳を守るための措置を迅速に講じること。
- (12) パワーハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めるため、校長等管理職へはもとより、全教職員に対し、啓発、研修をおこない、総合的・組織的な防止対策を講じること。また、相談体制を整備し、的確な対応をとれるようにすること。
- (13) 「勤務場所を離れた研修」について、教員の研修の自由を侵害しないこと。
- (14) 「教員免許更新制」は廃止の動きがあるが、何の役にも立たないことが明らかになってきている今、文部科学省に対して、直ちに無条件で教員免許更新制の中止・廃止を強く求めること。
- ① 更新講習受講の勤態は、「出張」扱いとすること。
 - ② 講習にかかる費用は公費負担とすること。

5. 事務職員についての要求

- (1) 標準定数分の人員については正規職員で配置すること。
- (2) 「多様化」校、「授業料未納対策」や「就学支援金」や「給付金」の認定事務になど仕事が繁忙であるのだから人員を配置すること。
- (3) 市費学校事務職員の再任用制度について、再任用制度の改善と希望による雇用と配置を行うこと。
- (4) 行政職給料表4級への昇格制度を改善すること。また、行政職3級への昇格枠の拡大をはかること。
- (5) 3級の最高号給滞留を早急に解消すること。2級についても最高号給の引き上げを行うこと。
- (6) 超過勤務の解消をはかること。やむをえず超過勤務を命ずる場合は「無用の拘束」を強制することなく実態にそって超過勤務手当を支払うこと。
- (7) 健康で働き続けられるよう、休憩時間取得の徹底、休暇制度の改善をおこなうこと。当面、時間年休の分割取得、夏季休暇の半日運用、「病気休暇当初3日の無給」の撤廃と病気休暇の時間取得の取得要件を緩和すること。
- (8) 労働条件改善のため、事務改善を行うこと。システムの業務に必要な機器を市教委

の責任において整備すること。

- (9) 学校徴収金・団体会費等について、保護者負担の実態を調査し、適正化を図ること。
また、各種団体会計事務について、教職員に担わせないこと。
- (10) 生徒の就学保障を尊重し、事務職員に過剰な負担となっている「高等学校授業料未納対策要領」を撤回すること。督促事務については、学校経営管理センター未納対策グループで行うこと。授業料無償化、検定料、入学料の不徴収にむけ努力すること。

6. 管理作業員についての要求

- (1) 昇給・昇格のしくみを改善すること。
- (2) 定時制高校職場は複数配置とし、全日制職場は最低3名配置とすること。再任用配置の場合、全勤務時間帯において一人勤務にならないようにすること。
- (3) 学校現業職員を学校教育法・教職員定数法等に明記し、法制化するよう国に求めること。
- (4) 年休の時間単位での取得に40時間制限を直ちに撤廃すること。
- (5) 夏期研修は、教育現場の職員としての教養・技術等の向上を図るために実施すること。また、夏期休業中を超えて実施しないこと。
- (6) 労災事故防止の周知徹底をはかり、各職場に於ける対応等について使用者としての責任で不備がないかチェックすること。
- (7) 学校現場において、管理作業員が関わる施設設備を改善すること。特に、安全に作業するための作業室の設置、作業スペースの確保、薬剤散布後など衛生面に配慮したシャワー室の設置すること。
- (8) 休日に行われる上級救命講習については、出張とすること。
- (9) 芝生の維持管理や業務に関わるスキルを得るために他校に実技を教えてもらう場合の勤態は、出張または自己啓発職免とすること。
- (10) 時間外勤務については本人の合意を前提とし、実態に応じた時間外命令を出し不払い労働を根絶すること。